



極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

一言解説

極めて高い水準の所得に対する追加負担について、特別控除額の引き下げと税率の引き上げが行われます。

1. 概要

- (1) 所得税は総合課税を行う給与・事業所得等については、所得が高額になるほど税率が上昇する累進課税（最大45%）を採用している一方、租税特別措置法の規定により、分離課税が適用される株式・不動産等の譲渡所得は税率が一律15%となっており、高額所得者ほどこれら分離課税が適用される所得の、所得全体に占める割合が大きいことから、税負担率が低くなる傾向があることが課税上の課題として挙げられておりました。
- (2) 上記を是正するため、令和5年度税制改正において極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置が導入されました。更なる税負担の公平性の確保を図る観点から、この規定が適用される特例対象者について、特別控除額の引き下げ（3.3億円から1.65億円）、税率の引き上げ(22.5%から30%) が行われます。

2. 改正の内容

現行	改正案
<p>① 通常の所得税額</p> <p>② (基準所得金額※ - 特別控除額 (3.3億円)) × 22.5%</p> <p>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</p>	<p>① 通常の所得税額</p> <p>② (基準所得金額※ - 特別控除額 (1.65億円)) × 30%</p> <p>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</p>

※ 基準所得金額とは、給与所得・事業所得・株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額（申告不要制度を適用しない金額）をいいます。

適用時期

令和9年分以後の所得税について適用